

■第335回食品安全委員会

日時：平成22年6月10日（木）14：00～15：17

傍聴者：39名

議事概要：

（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○遺伝子組換え食品等 3品目

- 1) G L U - N o . 3株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム
 - ・厚生労働省から説明。
 - ・遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することになった。
 - *調味料として使用される食品添加物です。
- 2) H I S - N o . 1株を利用して生産されたL-ヒスチジン
 - ・厚生労働省から説明。
 - ・遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することになった。
 - *栄養補給を目的とする食品、飲料及び調味料等に使用される食品添加物です。
- 3) チョウ目害虫抵抗性ダイズMON87701系統（食品・飼料）
 - ・厚生労働省及び農林水産省から説明。
 - ・遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することになった。
 - *チョウ目害虫に対して抵抗性を持つダイズです。

（2）添加物専門調査会における審議結果について

- 1) 「2, 6-ジメチルピリジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
 - ・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。
 - ・取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
 - *ウイスキー、コーヒー、ビール、しょうゆ等の食品中に存在し、また、紅茶の焙煎及び豚肉の加熱調理により生成する成分です。欧米において、スナック菓子、焼菓子、肉製品、スープ類、グレービーソース類、ナッツ製品等様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

（3）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

- 1) 「食品による窒息事故」に係る食品健康影響評価について
 - ・「食品による窒息事故に関するワーキンググループ」における審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）へ通知することとなった。なお、今回の評価結果が、食品による窒息という痛ましい事故を少しでも減らすための一つの契機となるよう、ホームページにおける情報提供などに努めることとなった。

（4）「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性」に関する食品健康影響評価に係るワーキンググループの設置について

- ・事務局から説明。
- ・これまでの議論の継続性を踏まえつつ、より多角的で効率的な調査審議を行う観点から、「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ」を委員会の下に設置

し、調査審議を進めることが決定された。なお、本件については、国民の関心が高い案件であるため、途中経過をホームページでお知らせすることにも配慮することとなった。

- (5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成22年5月分）について
 - ・事務局から報告。
- (6) 第78回国際獣疫事務局（OIE）総会の概要について
 - ・農林水産省から報告。